

2021年9月16日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都 福祉保健局長 殿

住居喪失者が発熱及び新型コロナウイルスに感染した場合の対応に関する要望

今夏の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、東京都内の住居喪失者への支援団体にも発熱した方からの相談が見られます。現在都内では、感染が確認されても自宅療養が原則とされていますが、路上やネットカフェ等で生活している住居喪失者が発熱及び感染した場合、適切な療養場所の確保が難しい状況にあります。これまで、支援団体のシェルター等に一時滞在をしていただく場合もありましたが、シェルターの量やマンパワー、感染の可能性のある方への対応方法等について、民間支援団体だけではでき得る支援に限界があります。

こうした状況から、その対応について先日東京都に相談し、「福祉事務所へお問合せ、ご相談いただく」ようにとの回答を得ました。その後、都内複数の福祉事務所に問い合わせたところ、発熱した方が相談にきた場合の対応について、(1)検査結果を待つまでの間、(2)陽性が確認され療養施設等へ入所するまでの間、(3)陰性が確認されたが発熱している際について、適切な案内先が定まっておらず、対応に苦慮しているとのことでした。各自治体の住居喪失者への相談窓口において、感染の可能性のある方への対応を十分に想定することは非常に難しいものと推測されます。

以上を踏まえ、以下の項目について要望いたします。

(1)検査結果を待つまでの対応について

住居喪失者が発熱した場合、ご本人の健康や防疫上の観点から、路上やネットカフェでの生活を続けざるを得ないという状況を避ける必要があります。発熱等、新型コロナウイルス感染の可能性のある方が、住まいがなく所持金も少ない状態にあるということが、ご本人の福祉事務所への相談や支援団体からの情報提供等により判明した際には、福祉事務所が率先して保健所等と連携すると同時に、速やかに現在地保護に則り、生活保護受給対応を行なうという運用を徹底していただきたい。

また、保険証や所持金がなくても速やかにPCR検査や抗原検査を受けることができるよう、検診命令を適用するなど、検査や医療へつなげるフローを確保・明示していただきたい。また、検査結果を待つまでの間に過ごせる場所を確保していただきたい。

(2)検査結果が陽性となり新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

通常であれば住居喪失者の検査結果が陽性の場合には療養施設等に入所させていただけるものと理解しますが、現状では入所まで数日を要する場合があります。そのため、上記①の検査結

果を待つ場合と併せ、一時利用住宅の転用なども含め、療養施設に入所できるまでの間に過ごせる場所を確保していただきたい。

(3) 検査結果が陰性となった場合の対応について

現状では、PCR 検査や抗原検査で陰性が確認された場合でも、発熱などの症状がある場合には東京都協議済みホテルや一時的な宿泊場所(ビジネスホテル)を利用することが難しい状況であると思われます。検査を行ない陰性が確認された場合には、上述のホテルへの宿泊が可能となるよう調整いただきたい。

以上について、医療保健等の関係部局と協議の上連携を図り、区市の福祉事務所や保健所等に対して対応方法を提示し、適切な運用が可能になるよう図っていただけますようお願い申し上げます。

要望団体: 反貧困ネットワーク、新型コロナ災害緊急アクション、認定 NPO 法人ビッグイシュー基金、有限会社ビッグイシュー日本、一般社団法人つくろい東京ファンド、四ツ谷おにぎり仲間、社会慈業委員会ひとさじの会、認定 NPO 法人世界の医療団、特定非営利活動法人 TENOHASI、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会/呼びかけ: 北畠拓也